

る。

(3) 結 論

事例の地域生活での課題を支援会議への参加を通して検証したが、会議の内容からだけではすべての課題がつかめたわけではない。しかし支援会議には福祉事務所のコーディネートにより関係する機関が参加し、それぞれのネットワークも構築されて問題・課題の共有化がお互いに図られている。支援会議の場でも適正な支援のあり方をお互いに確認をして、それぞれが持っている提供できるサービスを提供することで、事例の再犯防止と地域での生活が可能となっていると思われる。現在、逮捕されることとなった犯罪は起こしていない。

資料 2

県内の相談支援事業所における罪を犯した障害者の相談・支援の状況調査と分析

県内にある相談支援事業所において、罪を犯した障害者の相談及び支援の状況について調査を行うために実施した。以下アンケートの項目ごとの集計した数字のみ報告する。

1 貴事業所についてお聞かせください

① 事業所の設置主体

	件数	構成比
社会福祉法人	15	57.7%
社会福祉協議会	7	26.9%
財団法人	2	7.7%
医療法人	1	3.8%
市事業団	1	3.8%
合 計	26	100.0%

② 職員の配置

総数105人 平均4.03人

	件数	構成比
2人	5	19.2%
3人	6	23.1%
4人	7	26.9%
5人	5	19.2%
6人	1	3.8%
8人	1	3.8%
10人	1	3.8%
合 計	26	100.0%

③ 職員の職種

	件数	構成比
相談員	63	58.3%
支援ワーカー	3	2.8%
精神保健福祉士 (PSW)	21	19.4%
その他	21	19.4%
合 計	108	100.0%

注 その他には管理者2、社会福祉士1

④ 主たる相談事業

	件数	構成比
療育等相談支援事業 (委託)	14	41.2%
市町村相談支援事業 (委託)	9	26.5%
障害者就業・生活支援事業	1	2.9%
相談支援事業 (生活相談等含む)	10	29.4%
合 計	34	100.0%

⑤ 事業の内容

- ・ 日中一時支援
- ・ 生活講座開設と交流室提供
- ・ 面接、電話、訪問相談
- ・ 引きこもり青少年社会参加支援

- ・精神障害者コミュニティサロン設置運営
- ・公的サービスの手続き支援と情報提供
- ・精神障害者への生活相談支援
- ・一人暮らしへの生活支援
- ・グループホームサービス支援

2 矯正施設等での入所経験のある人の相談について

① 相談を受けたことがあるか

	件数	構成比
あり	17	65.4%
なし	9	34.6%
合計	26	100.0%

② A：これまでの相談件数の総計

	件数
平成15年	2
平成16年	87
平成17年	157
平成18年	204
平成19年	214
平成20年	10
合計	674

実人員78人、延べ674件

注 相談件数については一人で何件も相談があるため延べ件数である。

B：相談されてきた人はどなたですか

	件数	構成比
本人	38	40.0%
家族	20	21.1%
福祉事務所	17	17.9%
病院	4	4.2%
保護司	1	1.1%
民生委員	2	2.1%
矯正施設	0	0.0%
その他	13	13.7%
合計	95	100.0%

注1 相談者は重複している。

2 その他は福祉施設（10）、支援センター、弁護士、保護観察所

C. 相談を受けてどのように対応したか

	件数	構成比
ア. 断った	2	2.6%
イ. 受入れた	76	97.4%
合計	78	100.0%

③ 相談はどんな内容でしたか（3つチェック）

	件数	構成比
施設入所の相談	6	12.5%
病院への入院相談	0	0.0%
本人への支援の相談	15	31.3%
行政手続きの相談	1	2.1%
単身生活への相談	7	14.6%
身内（家族・親戚）の相談	7	14.6%
就職の相談	8	16.7%
福祉サービス受給の相談	3	6.3%
その他	1	2.1%
合 計	48	100.0%

④ ②-Cで受け入れて相談・支援にあたり困った事項はなんでしたか（3つチェック）

	件数	構成比
受け入れてくれる施設が見つからない	8	19.0%
提供するサービスがない	5	11.9%
サービス利用調整システムの問題	4	9.5%
支援の仕方がわからない	3	7.1%
個人情報の不足と取り扱い	6	14.3%
本人の問題（罪名）	4	9.5%
援護の実施者との問題	3	7.1%
療育手帳の取得	0	0.0%
家族の問題（本人を受け入れ拒否）	6	14.3%
地域社会の問題	3	7.1%
合 計	42	100.0%

⑤ ②-Cで相談を断った理由はなんでしたか（3つチェック）

	件数	構成比
罪名（罪の重さ）により支援が難しい	0	0.0%
援護の実施市町村の問題	0	0.0%
相談内容が多岐にわたり複雑である	0	0.0%
提供できるサービスがない	0	0.0%
専門性を持った支援職員がいない	0	0.0%
費用負担の問題	0	0.0%
個人情報の不足	0	0.0%
再犯性が高いと感じた	0	0.0%
その他	2	100.0%
合 計	2	100.0%

⑥ 受け入れて支援をするにあたり相談支援事業所として必要と思われることは何ですか

	件数	構成比
情報の必要性	8	11.8%
支援技術を高める	2	2.9%
専門性が必要である	3	4.4%
法律や制度の理解	3	4.4%
関係機関とのネットワークの構築	16	23.5%
社会資源の把握	4	5.9%
授護の実施者との連携	9	13.2%
矯正施設と連携	9	13.2%
家族との連携	6	8.8%
地域社会との連携	8	11.8%
合 計	68	100.0%

⑦ 法的整備を含めて相談を受け支援をしやすくするためには何が必要とおもわれますか（3つチェック）

	件数	構成比
自立支援協議会の機能充実	8	11.6%
自治体の積極的関与がある	11	15.9%
専門職の配置がされる	2	2.9%
相談支援委託料の増額	3	4.3%
矯正施設との連携（情報提供含めて）	9	13.0%
満期釈放後でも1年間の保護観察期間があること	9	13.0%
保護司など司法関係者との連携	11	15.9%
専門的な機関（窓口・一時受け入れ）が必要	16	23.2%
合 計	69	100.0%

現行制度における虞犯・触法等の 障害者の就労と地域生活の現状と課題

研究分担者 社会福祉法人 南高愛隣会（コロニー雲仙）常務理事

長崎障害者就業・生活支援センター所長 酒井 龍彦

研究協力者

渡部 三郎（財団法人 正光会 宇和島病院院長）

田島 光浩（医療法人 厚生会 道ノ尾病院精神科医師）

川原ゆかり（長崎短期大学准教授）

池田 英雄（元法務事務官副看守長）

阿部百合子（第3セクター職業訓練法人 長崎能力開発センター専務理事・所長）

松友 了（社会福祉法人 南高愛隣会（コロニー雲仙）理事、東京事業本部本部長・中央
社会生活支援センター所長）

松村 真美（社会福祉法人 南高愛隣会（コロニー雲仙）常務理事、県南地域サービスセ
ンター所長）

峯友 信介（社会福祉法人 南高愛隣会（コロニー雲仙）理事）

吉本ひろみ（社会福祉法人 南高愛隣会（コロニー雲仙）、県南地域サービスセンター班長）

I 研究の目的

II 研究結果

1. 3か年のモデル事業における受け入れ調整について
2. 社会福祉法人南高愛隣会（コロニー雲仙）における罪を犯した障害者受け入れの処遇プログラムと分析
3. 全国の知的障害者施設における罪を犯した、又は反社会的行動のある人達の実態調査（平成19年）
4. 全国の知的障害者施設における罪を犯した、又は反社会的行動のある人達の処遇調査（平成20年）
5. 判定機関の立場を振り返って

III 総 論

現行制度における虞犯・触法等の 障害者の就労と地域生活の現状と課題

研究分担者 社会福祉法人 南高愛隣会(コロニー雲仙)常務理事
長崎障害者就業・生活支援センター所長 酒井 龍彦

I 研究の目的

罪を犯し、又は罪を犯す虞のある障害者の地域社会での自立促進を図る観点から、全国の知的障害者施設を対象に受け入れ状況および処遇実態についてアンケート調査を実施し、現状における問題点を探る。それと共に、矯正及び更生保護の関係機関等とのモデル的連携事業を通し、就労、生活訓練、地域生活支援への移行のあり方、法的整備に関する課題等を分析する。

II 研究結果

1 3か年のモデル事業における受け入れ調整について

(1) はじめに

これまで、法務サイドと厚生労働（福祉）サイドの間では受刑者等に対する情報提供・連携はなかった。社会に出た後の福祉サービスの説明がないだけでなく、実際に地域での更生保護事業等における生活訓練においても福祉サイドが関わることはほとんどない。出所すること自体の情報提供がなく、その後の福祉サービスを受ける術を知らないこともある。福祉サイドもこうした現状を認知していなかった。こうした法務サイドと厚生労働（福祉）サイドの連携不足が、罪を犯した障害者を作り出す一因となっていた。

このような背景を踏まえ、矯正施設より知的障害がある方を福祉施設で受け止めるにはどのようなプロセスを踏むとよいかについて、矯正や更生保護と連携したモデル的事业を通じて探ることを目的とした。

(2) 合同支援会議の概要



合同支援会議の様子

平成18年、モデル事業を始めるにあたり法務省矯正局、保護局と、受け入れ先である社会福祉法人南高愛隣会（コロニー雲仙）（長崎県雲仙市）で支援の進め方について協議を行った。矯正、更生保護、福祉の関係者が集まる「合同支援会議」を軸として進めることとした。福祉施設利用までの流れは、フローチャート（図1-1～3）にまとめ、矯正、更生保護、福祉の間で見解の統一を行った。以後このフローチャートに基づき支援を行った。

対象施設は、龍刑務所（佐賀県鳥栖市）、長崎刑務所（長崎県諫早市）とした。

	龍刑務所（佐賀県鳥栖市）	長崎刑務所（長崎県諫早市）
事業種	女子刑務所	刑務所
定員	302名	900名
職員数	107名	190名 ※ 直接処遇にあたる者は100名。受刑者7.8人に1人の刑務官の職員配置。
対象者内訳	平成19年からB級（犯罪傾向の進んでいる者）の受け入れを開始。	分類はB級（犯罪傾向の進んでいる者）

（平成18年8月現在）

① 合同支援会議とは

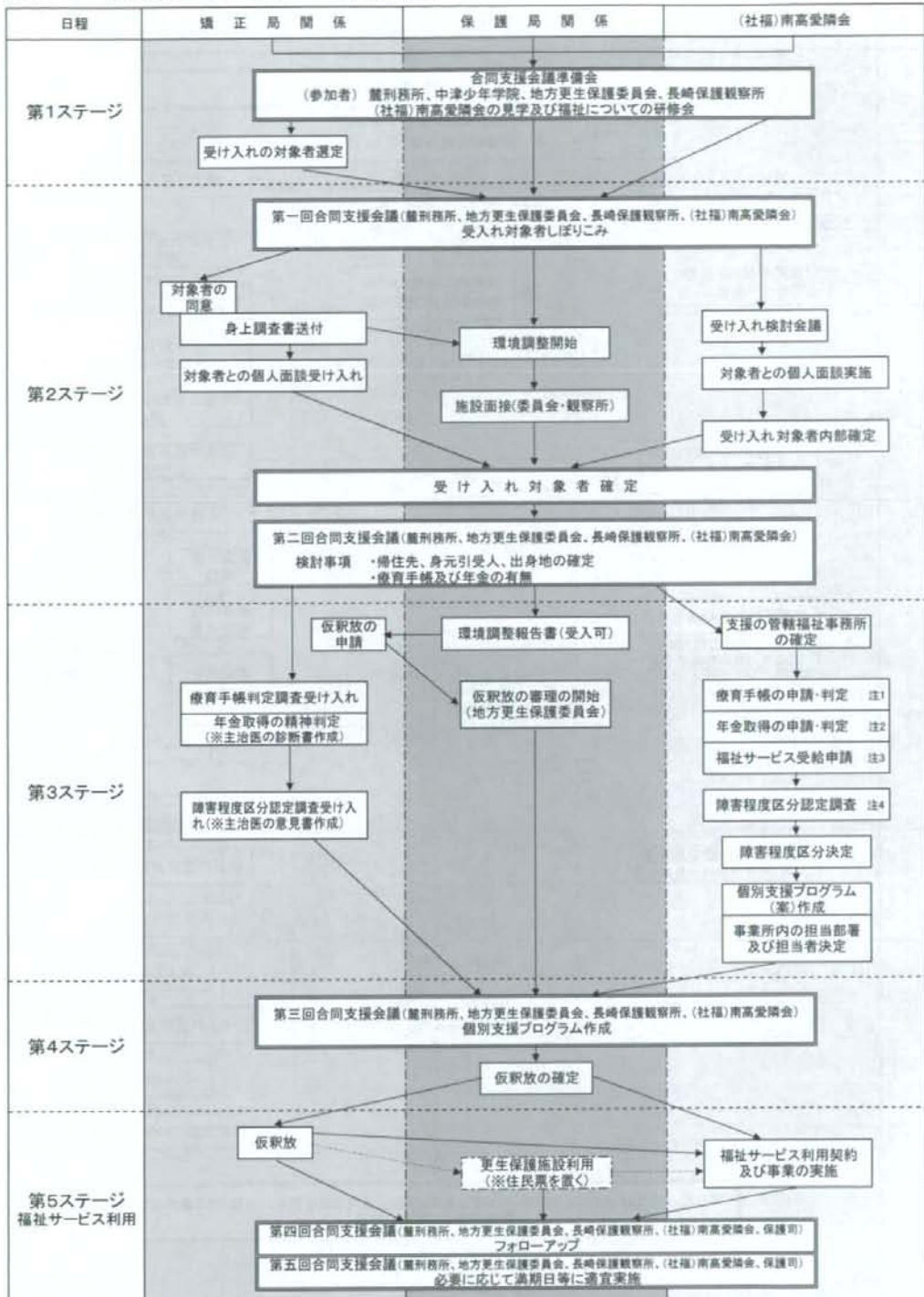
「合同支援会議」とは、矯正、更生保護、福祉の関係者が一堂に会し、各々の役割やノウハウなどの情報の共有を行いながら、支援対象者である知的障害者の出所後の方向性を検討する会議である。障害者分野におけるケアマネジメントの拡大版と言える。

対象者を福祉機関へ橋渡しをするために、以下の項目が会議の議題となる。また橋渡しを行った対象者の現状も報告した。

- ① 受け入れ対象者の選定
- ② 面接者の絞り込み
- ③ 福祉サービス利用の事務手続きすり合わせ
- ④ 福祉サービス利用までの環境調整の役割分担の共有化
- ⑤ 事務手続上の進捗状況の確認と課題分析等

「合同支援会議」の開催は、新規対象者の選定や、仮釈放等の矯正施設から福祉施設への移動が近づいた時、問題が発生した時に開催することとしている。龍刑務所とは8回、長崎刑務所とは4回開催をした（平成19年1月～平成20年7月）。

図1-1 実践方法フローチャート（裁判務所）



注1：知的障害者更生相談所に判定を受け、市町村へ申請
 注2：精神科医に判定を受け、市町村へ申請
 注3：援護実施市町村へ申請
 注4：援護実施市町村又は代理の調査員による認定調査。本人及び関係者からの聞き取り調査

注1～注3 本人申請が困難な場合代理申請

図1-2 対象者決定後から実際の支援までの流れ（仮釈放での受け入れ）

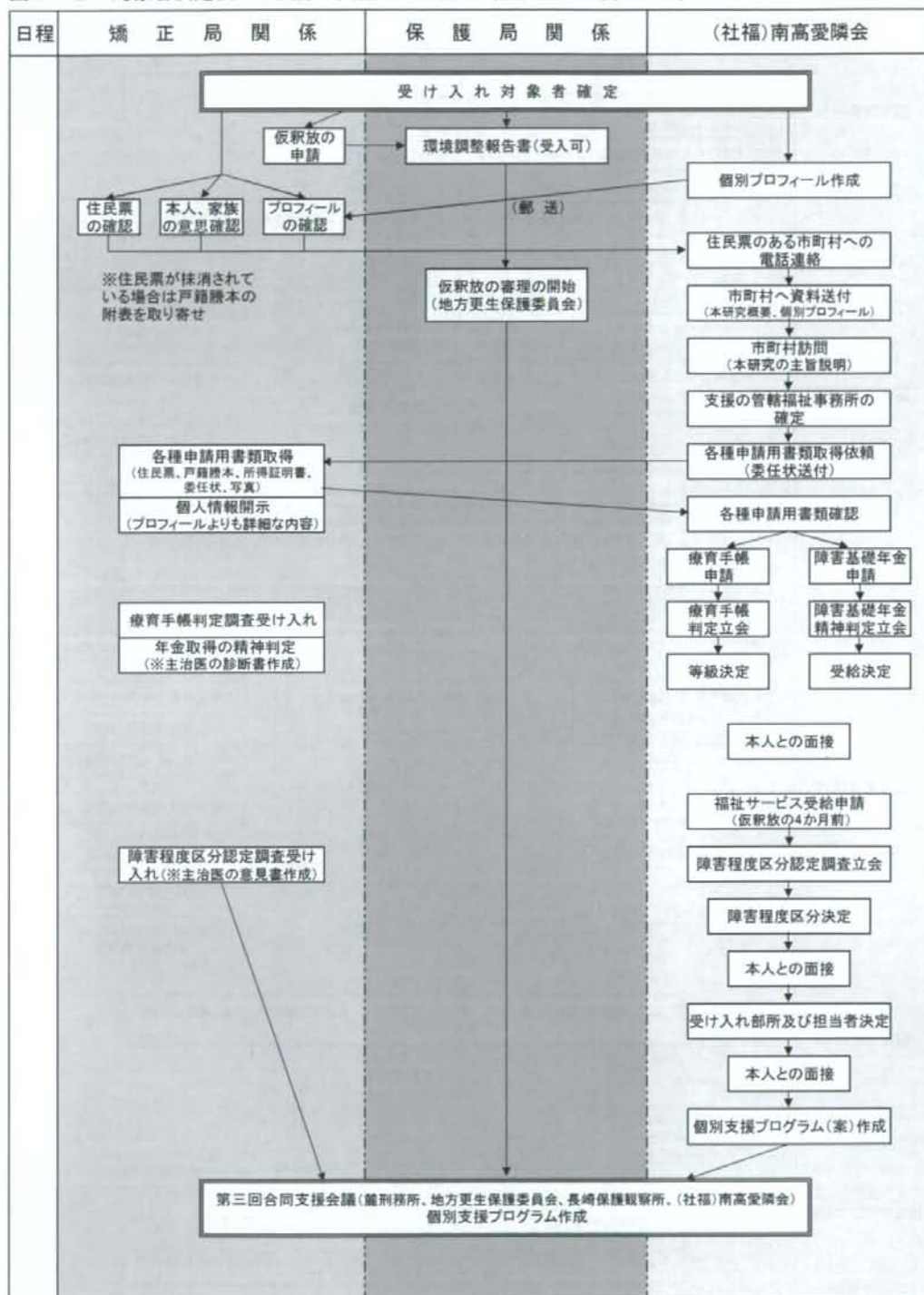
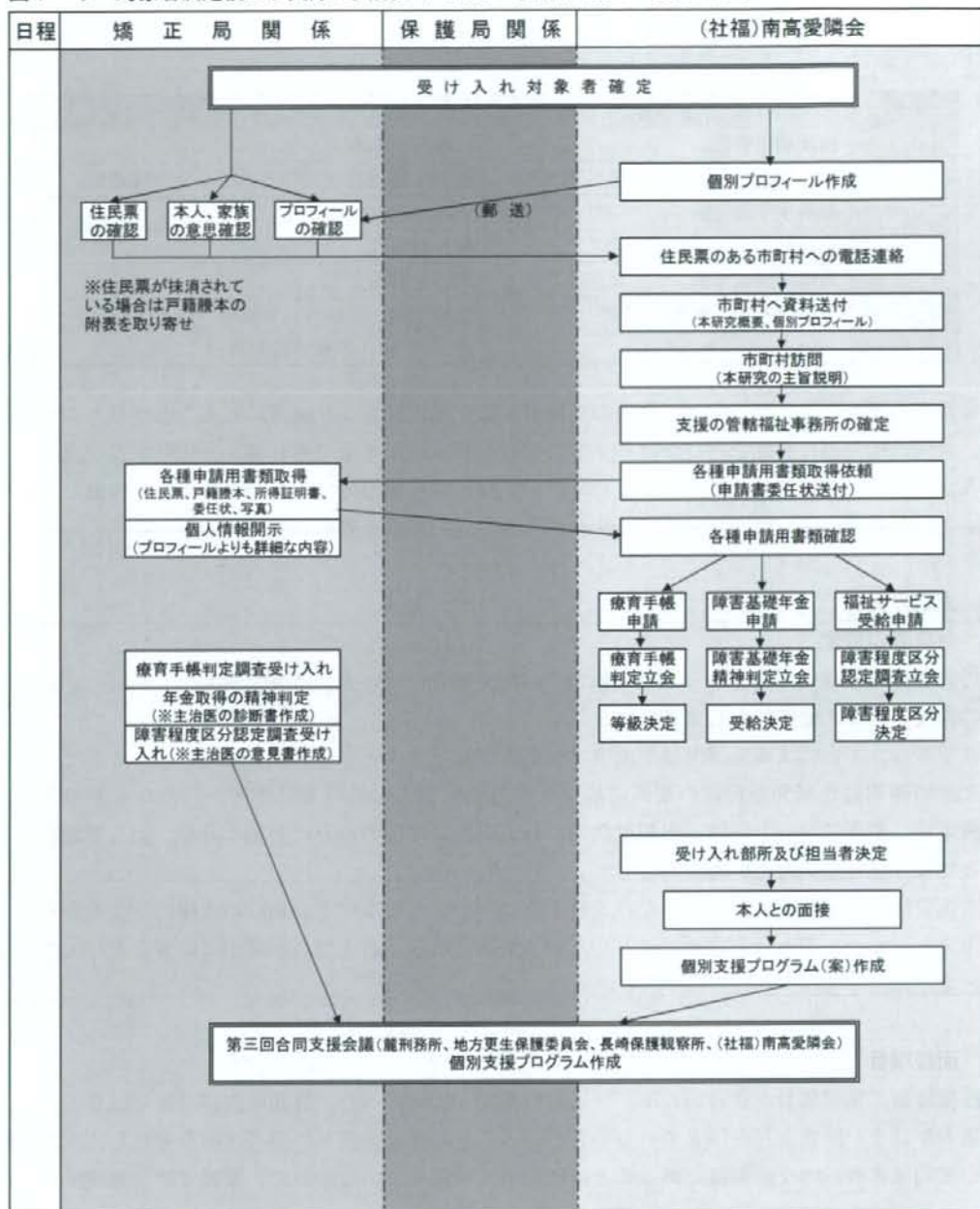


図1-3 対象者決定後から実際の支援までの流れ（満期出所での受け入れ）



合同支援会議の構成員

合同支援会議のメンバーは次の通りである。

分類	所属	出席者
矯正	福岡矯正管区	医療分類課長
	矯正施設（麓刑務所、長崎刑務所）	所長、処遇部長、分類統括、分類保護係
	長崎少年鑑別所	首席専門官
更生保護	九州地方更生保護委員会	保護観察官
	長崎保護観察所	統括保護観察官
福祉	社会福祉法人南高愛隣会	常務理事、受け入れ事業所サービス管理責任者（担当）、事務手続担当

今回のモデル事業においては、援護の実施市町村が矯正施設より遠方にあることがほとんどであり、合同支援会議に参加を呼びかけるまでに至らなかった。本来であれば、支援対象者が決まり、本人が福祉サービスを受けたいとなった時点で、援護の実施市町村に合同支援会議に参加していただくと、その後の福祉サービスまでの流れがスムーズに行くと思われる。

(3) 支援の実際

① 対象者の選定

対象者の選考は矯正施設から上げていただいた候補者について、南高愛隣会内で検討し、対象者との面接を経て、最終的な対象者を決定した。

候補者は、①合同支援会議開催年度中に仮釈放が設定できそうな者及び満期を迎える者で、②本研究班の藤本哲也研究分担者の基準に基づき¹⁾、知的障害もしくは知的障害が疑われる者の内、③家庭環境、犯罪に至った経緯、再犯度数等から出所後に再犯のおそれがある者を、担当分類職員によって絞り込んでいただいた。

南高愛隣会では今後他の施設が受け入れる際のモデルとなるべく、施設の支援にうまく乗ることが出来るのではと思われる方を対象としたが、実際には福祉の支援ニーズが高い者を受け入れることとなった。

② 面接項目

面接は矯正施設職員が立会いの下、一人あたり10～30分行った。質問の内容に制限はなかった。対象者にはまだ障害認知が来ていない者がいることや福祉施設への拒否反応を考慮し、南高愛隣会が知的障害者への支援施設であることは面接前には伝えていなかった。面接では①事業所の説明を行い、②本人のプロフィール、③犯罪の概要と贖罪意識の有無、③出所後の展望等について質問した。

③ 個人情報について

ア. 個人情報の取扱いについて

行政機関及び独立行政法人等の公的機関へは、受刑者の個人情報の提供が認められている。（「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」第8条第2項第3号及び第4号）。受け入れにあたっては個人情報が欠かせないため、民間団体である南高愛隣会は、対象の矯正施設間で取扱いの

合意書を交わし、矯正局が作成した個人情報ガイドラインに基づき、取扱いを行った（「法務省保有個人情報保護管理規程」法務省第20条）。

法人内の個人情報の開示は、研究に携わる職員及び実際にモデル事業で受け入れる施設のサービス管理責任者までと合意書で制定した。

個人情報の開示については、受刑中に福祉サービスへつなげていくということで、南高愛隣会職員と援護の実施の市町村へ開示してよいかの同意書を、南高愛隣会と本人の間で結んでいた。また、南高愛隣会から他の福祉施設へ橋渡しをする際は、上記の規約に基づき、その都度本人へ同意を取っていた。

イ. 個人情報の開示の範囲

個人情報は以下の2段階で開示が行われた。

受け入れ決定後については南高愛隣会から必要な情報を提出した。モデル事業であったため、矯正施設の方にはこちらが要望する内容については全面的にご協力いただいた。

これらの項目については書面でいただき、環境調整や障害基礎年金取得のため等で、更に必要な個人情報がある場合は別途いただいた。

第一段階 受け入れ候補者の選定（候補者選定で使用）

処遇番号、工場、制限、健康状態、刑終了日、最終刑の応当日、該当日、罪名1刑、罪名2刑、罪名3刑、刑期1刑、刑期2刑、刑期3刑、入所度数、満年齢、出身地、IQ相当値、学歴、引受人、調整結果、技能、懲罰回数、訓戒、説諭、無事故

基準	想定される状態像	
CAPASでIQ相当値70未満の者で、右のいずれかに該当する者	・医師診断により知的障害（精神遅滞、精神遅滞等を含む）の診断を受けた者	知的障害者
	・医師による知的障害診断は受けていないものの、心理技官の判定により、DSMIVにおける「精神遅滞」の診断基準に合致する者（この場合、個別知能検査が実施されていることが望ましいが、臨床診断のみでも差し支えない）	知的障害者の疑い
上記以外の者（CAPASが実施未了であった者等）のうち、右のいずれかに該当する者	・医師診断により知的障害（精神遅滞、精神遅滞等を含む）の診断を受けた者	知的障害者
	・医師による知的障害診断は受けていないものの、心理技官の判定により、DSMIVにおける「精神遅滞」の診断基準に合致する者（この場合、個別知能検査が実施されていることが望ましいが、臨床診断のみでも差し支えない）	知的障害者の疑い
療育手帳を所持している（又は、所持していると申告している）者		知的障害者

（藤本哲也「知的障害者」又はその疑いのある受刑者調査実施要領）『虞犯・触法等の地域生活支援に関する調査』第2回合同会議資料、平成19年1月）

第二段階 受け入れ決定後（環境調整、個別支援計画作成で使用）

氏名、血液型、本籍地、住民票の住所、保護者氏名、家族構成、家庭状況／年金受給、IQ相当値、手帳の有無／精神的機能（性格、情緒、精神力・忍耐力、精神障害）／身体的機能（身長・体重、視覚・聴覚、肢体、言語機能、内部疾患、体力）／医療面（現在症、精神障害、既往症）／生育歴／犯罪の概要（罪名、刑期、刑の終了日、釈放見込み時期）、問題行動歴、反社会的集団との関係／生活面（食事、排泄、睡眠、洗面・歯磨き、洗濯、入浴、身辺整理、身だしなみ、清潔面、礼儀・あいさつ、趣味）／社会性（金銭感覚・金銭管理能力、対人面・協調性、忍耐力・精神力、自己表現・意思伝達能力・相談能力、職業観、公共機関利用能力、反社会性、非社会性、性的行動、その他）

なお、「合同支援会議」の全国的な実施にあたっては、個人情報の開示の範囲も含め調整が必要である。

(4) 結果

支援内容については、南高愛隣会の福祉事業所での受け入れと、地元の福祉機関への橋渡しの2つになる。受け入れは6名、橋渡し2名であった。詳細については表1-1、1-2にまとめる。

表1-1 社会福祉法人 南高愛隣会での受け入れ対象者

	A 氏	B 氏
性別	男性	女性
受け入れ時の年齢	47歳	57歳
罪名	窃盗	器物損壊
矯正施設入所歴	1回	4回
出所状況	満期釈放	満期釈放
援護の実施市町村	長崎県〇〇市	大分県〇〇市
受け入れ経過	<ul style="list-style-type: none"> ・出身地の市役所より受け入れの相談あり。以前、当法人の諫早通勤寮を利用していた。 ・本人との面談 2回 	<ul style="list-style-type: none"> ・合同支援会議 3回 ・本人との面談 3回 ・援護の実施市町村決定までの協議 ・療育手帳取得に向け出身地へ相談 ・保護観察所の協力のもと、本人の障害を推認することが出来る情報の収集
受け入れ時の障害程度区分	区分6	無し（出所後、療育手帳取得し福祉サービス利用申請。区分3）
認定調査実施機関	〇〇市役所	〇〇市役所
受け入れ先の事業所	日中：自立訓練事業所 生活：共同生活介護事業所	日中：生活介護事業所 生活：共同生活介護事業所
住民票の有無	有り	有り
療育手帳の有無	有り（B2）	無し（出所後取得）
療育手帳判定機関	〇〇県知的障害者更生相談所	〇〇県知的障害者更生相談所 （他県への委託無し。本人の来所を要請される）
障害基礎年金の受給状況	有り（2級）	無し
所得保障		生活保護受給
受け入れられるまでの特徴及び課題点	<ul style="list-style-type: none"> ・受け入れまでに日数がなく、矯正施設、保護観察所を交えての合同支援会議は実施出来ず。 ・本人の特性及び再犯を防ぐために必要な支援体制を整えるため、措置制度の適応が出来ないか諫早市と協議を重ねるが、本人が施設利用を希望しているということで認められず。「本人の希望」の捉え方。 ・24時間の支援体制を支えるための特別加算、生活系の単価の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・出所までに療育手帳を申請することが出来ず、福祉サービスの申請も出来なかったため、受入れから福祉サービス受給決定までの3か月間の費用は法人負担 ・本人の幼少期を知る人物に会えなければ療育手帳は取得出来なかった。その場合、支援はどうなっていたのか。 ・害基礎年金の申請を受け付けてもらえなかった。療育手帳を取得しているため、18歳までに障がいがあったという証明になり、無拠出年金で申請出来るのではないか。 ・療育手帳取得要件の緩和 ・療育手帳判定基準の統一の必要性 ・本人の特性に沿った地域生活の支援形態 ・24時間の支援体制を支えるための特別加算、生活系の単価、福祉サービス認定区分の見直し

	C 氏	D 氏
性別	女性	女性
受け入れ時の年齢	28歳	47歳
罪名	覚せい剤取締法違反	窃盗
矯正施設入所歴	1回	4回
出所状況	仮釈放	仮釈放
援護の実施市町村	福岡県〇〇市〇〇区	石川県〇〇市
受け入れ経過	<ul style="list-style-type: none"> ・合同支援会議 4回 ・本人との面談 4回 ・療育手帳再判定を矯正施設内で実施B2⇒B1 ・福祉サービス申請し、矯正施設内で認定区分調査実施 ・障害基礎年金受給申請 ・家庭訪問 ・援護の実施市町村へ訪問、協議 ・薬物に関する職員研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・合同支援会議 4回 ・本人との面談 5回 ・療育手帳を矯正施設内で申請、判定実施(石川県より佐賀県へ委託)判定B ・福祉サービス申請し、矯正施設内で認定区分調査実施(〇〇市より〇〇市へ委託) ・保護観察所の協力のもと、本人の障害を推認することが出来る情報の収集及び親族への働きかけ
受け入れ時の障害程度区分	区分3	区分2
認定調査実施機関	〇〇市〇〇区役所	〇〇・〇〇地区総合相談支援センター特定 非営利活動法人 〇〇
受け入れ先の事業所	日中：自立訓練事業所 生活：共同生活介護事業所	日中：自立訓練事業所 生活：共同生活介護事業所
住民票の有無	有り	有り
療育手帳の有無	有り、受刑中に再判定(B2⇒B1)	受刑中に申請(B)
療育手帳判定機関	〇〇市立障害福祉センター	佐賀県総合福祉センター 知的障害者更生相談所 交付：石川県知的障害者更生相談所
障害基礎年金の受給状況	受刑中に申請(2級)	無し
所得保障	生活保護受給	生活保護受給
受け入れるまでの特徴及び課題点	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の特性に沿った地域生活の支援形態 ・24時間の支援体制を支えるための特別加算、生活系の単価、福祉サービス認定区分の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間の支援体制を支えるための特別加算、生活系の単価、福祉サービス認定区分の見直し ・療育手帳の申請に際し、石川県では「生活現況調査票」を提出する必要あり。本人の状況、能力を把握し記入する必要あり、この調査票の内容も療育手帳の判定に大きく関わる。本人の状況を詳しく把握している人が記入をしないと、正しい判定に結びつかない。 ・本人の社会適応力については全く考慮されておらず、障害認定区分が低く出ている。

	E 氏	F 氏
性別	女性	男性
受け入れ時の年齢	59歳	68歳
罪名	常習累犯窃盗	窃盗（賽銭盗）
矯正施設入所歴	3回	10回
出所状況	仮釈放	仮釈放
援護の実施市町村	佐賀県〇〇市	長崎県〇〇市
受け入れ経過	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合同支援会議 4回 ・ 本人との面談 5回 ・ 住民票の設定（矯正施設所在地である〇〇市へ） ・ 療育手帳を矯正施設内で申請、判定実施。判定B ・ 福祉サービス申請し、矯正施設内で認定区分調査実施 ・ 障害基礎年金受給申請 ・ 保護観察所の協力のもと、本人の障害を推認することが出来る情報の収集及び親族への働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合同支援会議 4回 ・ 本人との面談 3回 ・ 住民票の異動（前回の居住地である〇〇市から出身地である〇〇へ） ・ 療育手帳を矯正施設内で申請、判定実施。⇒判定B1 ・ 福祉サービス申請し、矯正施設内で認定区分調査実施⇒区分2 ・ 保護観察所の協力のもと、本人の障害を推認することが出来る情報の収集及び親族への働きかけ
受け入れ時の障害程度区分	区分3	区分2
認定調査実施機関	〇〇・〇〇地区総合相談支援センター 特定非営利活動法人〇〇	〇〇市役所
受け入れ先の事業所	日中：生活介護事業所 生活：共同生活介護事業所	日中：生活介護事業所 生活：共同生活介護事業所
住民票の有無	無し（職権消除）	有り（前回居住地にあったため出身地へ移動）
療育手帳の有無	受刑中に申請（B）	受刑中に申請（B1）
療育手帳判定機関	〇〇県総合福祉センター 知的障害者更生相談所	長崎こども・女性・障害者支援センター
障害基礎年金の受給状況	受刑中に申請	無し
所得保障	生活保護申請中	生活保護申請中
受け入れるまでの特徴及び課題点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票が職権消除されており、元の居住地へ復帰することが出来ず、矯正施設の所在地に住民票を設定することになった。 ・ 援護の実施市町村がどこになるのかを協議。住民票を新たに設定した〇〇市で受けていただくことになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 24時間の支援体制を支えるための特別加算、生活系の単価、福祉サービス認定区分の見直し ・ 本人の社会適応力については全く考慮されておらず、障害認定区分が低く出ている。 ・ 年齢が高く、知的障害が疑われる人の支援はどこを中心にするのか。療育手帳を申請しても正しい判定が出るのか（先天性の知的障害なのか、高齢による能力の低下なのか）。障害者福祉なのか高齢者福祉なのか、見極めはどうするのか。

表1-2 出身地への橋渡し支援対象者

	X 氏	Y 氏
性別	女性	女性
橋渡し時の年齢	27歳	73歳
罪名	詐欺、窃盗	窃盗
矯正施設入所歴	1回	2回
出所状況	仮釈放	満期釈放
援護の実施市町村	宮崎県〇〇市	福岡県〇〇市〇〇区
支援の経過	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合同支援会議 8回 ・ 本人との面談 2回 ・ 援護の実施市町村へ訪問、協議（〇〇市障害者総合サポートセンター同席） ・ 家庭訪問 ・ 精神障害者保健福祉手帳申請 ・ 〇〇市、サポートセンターによる受け入れ施設探し ・ 福祉サービス申請し、矯正施設内で認定区分調査実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合同支援会議 3回 ・ 本人との面談 3回 ・ 援護の実施市町村へ訪問、協議（〇〇市障害者地域生活支援センター同席） ・ 精神障害者保健福祉手帳申請 ・ 本人の居住地の確認（借家家主への相談） ・ 支援センターによる寡婦医療申請
橋渡し時の障害程度区分		無し
受け入れ先の事業所	<p>日中：地域活動支援センター</p> <p>生活：相談支援事業所（自宅）</p>	<p>施設利用無し</p> <p>相談支援事業所利用（賃貸アパート）</p>
住民票の有無	有り	有り
療育手帳の有無	申請中	無し
身体障害者手帳の有無	有り（1種3級）	無し
精神障害者保健福祉手帳の有無	有り（取得）	有り（3級）
障害基礎年金の受給状況	無し	無し
所得保障	無し	夫の遺族年金
受け入れるまでの特徴及び課題点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南高愛隣会利用を希望していたが、本人の気持ちが自宅へ帰りたいと変化したため、地元の福祉につなぐことになる。（本人が親に振り回されている） ・ 療育手帳を取得していないため、利用出来るサービスの幅が狭く、受け入れ先がなかなか見つからない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受刑前、受刑期間中の滞納している家賃の支払い未納 ・ 金銭管理 ・ 年齢が高く、知的障害が疑われる人の支援はどこを中心にするのか。（高齢者福祉なのか障害者福祉なのか）

(5) 考 察

今回のモデル事業を通じて、南高愛隣会での受け入れた6名及び地元の福祉機関への橋渡し支援対象者2名について、受け入れまでの課題、困難事例をもとに、項目ごとにまとめる。

以下の環境調整の流れは、**別紙-1**にチェックシートとしてまとめた。

① 合同支援会議に関するまとめ

矯正関係、更生保護関係、福祉施設が一堂に会し、受刑者の支援について検討する「合同支援会議」は、このモデル事業が初めての試みであった。他の福祉機関へつなく際の個人情報の取扱いや各機関の役割分担について等、その場でお互いの事情を説明し、理解しあう中で、どうすることが一番いい方策なのかを協議することが出来た。8名の支援を行う中で、法務サイドと福祉サイドの連携の形として有効であることが分かってきた。すでに図1-1～3のフローチャートは、他の福祉機関が同様のモデル事業を行う際にも使用されている。

② 帰住地・身元引受人について

今回のモデル事業においては、身元引受人が決まっていない受刑者の方を、受け入れ先の施設長が身元引受人となり、実際に本人を受け入れるグループホーム（共同生活援助）・ケアホーム（共同生活介護）等に帰住地を定め、仮釈放に向けた環境調整を行った。

③ 住民票について

支援にあたっては、福祉サービスの申請、療育手帳の申請等に重要になる住民票の設定が重要になる。

対象者の住民票は、合同支援会議において、矯正施設、矯正管区、保護観察所、地方更生保護委員会、南高愛隣会で受け入れ対象者を決定した後、矯正施設が戸籍の附票等を取り寄せ、受け入れ対象者の住民票の確認作業をした。

住民票が残っている場合は、住民票のある市町村が援護の実施地となるのだが、対象者がホームレス生活を送っていた場合、そこに住んでいるという根拠は認められないとし、援護の実施を拒否する市町村もあった。

またホームレス生活を送っていたため、所在の確認が出来ず住民票自体が職権削除されている場合もある。本籍の記録はあるため、それを基に援護の実施者になれないのか市町村へ確認すると、住民票でない各種申請に関する書類は動かすことが出来ないとの判断であった。その対象者は親族からの協力も得られず、出身地へ住民票を復帰させることが出来なかつたため、入所している矯正施設のある市町村へ矯正施設担当者より相談し、住所を設定させていただくことが出来た。

職権削除されてから5年以上経過すると転出証明書を出してもらえない。知的に障害がある人、高齢者の方等は住民票が削除されていることに自分で気付くことは少なく、復帰させる手続きをすることも難しいと思われるため、支援が必要である。

住民票が無い受刑者については「刑務所に入所している者の住民登録について」（昭和36年7月6日矯正甲610号 法務省矯正局長通達）によって定められている。これによれば「収容者が、施設を住所として住民登録の届出をなしたい旨施設長に申し出た場合は、施設長は、施設所在地の市区町村長にその旨通知する」と定められている。また、住民票のない障害を持つ受刑者については、「矯正施設収容者に対する身体障害者福祉法の適用について」（昭和32年6月19日 社発第441号 厚生省社会局長通知）で、「収容前に居住地を有しないか又は明らかでない者、或は収容前の居住地に復帰する見込みのない者については、矯正施設所在地の都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が身体障害者手帳の交付を行い、また援護の実施に当るものであること」と定めている。この通知により、今後このようなケースが続

くと矯正施設のある市町村に援護の実施に伴う負担が集中してしまうため、住民票の復帰についての特例等の整備が必要になる。(例えば、本人の申請に基づき職権消除される直前の住民票所在地に復帰が可能になる、もしくは矯正施設のある市町村に設定した場合はその市町村に加算がつく等)

④ 療育手帳について

今回のモデル事業においては、申請書類等を援護の実施市町村より南高愛隣会で取り寄せ、記入例を作成した後、矯正施設へ郵送し、矯正施設より所長名もしくは分類統括名で申請していただいた。判定も判定機関より矯正施設へ出張判定をしていただくことが出来た。遠方の場合は矯正施設所在県へ判定委託をされ、判定していただいた。

知的障害は発達障害のため18歳までに知的に障害があったと推認される資料が必要となる。今回のモデル事業で対象となったのは40代以上の方が多かったため、ほとんどのケースでその証明が必要となった。今回は、①親族の証言、②小学校時代の指導要録、③本人からの聞き取り調査によってその証明を行った³。佐賀県では本人の知能検査及び矯正施設職員からの聞き取り調査(本人の幼少期について詳しく知らせてもらいたいという意向)のみで申請、判定交付をいただいたが、通常では本人からの聞き取りのみで判定交付は難しい。

罪を犯した障害者の方は家族に恵まれない人が多い。本人の幼少時の記憶、現在の能力等で申請が可能か。また、教育委員会における資料の保管期間の延長が出来ないものか、検討していただきたい。

療育手帳の判定を受けた後、判定機関より「障害証明書」を発行していただくことが出来る。しかし、書式が各都道府県により異なっており、判定時のIQの数値が記入してある場合と記入していない場合がある。療育手帳交付前に障害基礎年金の申請を行う際、IQの数値が記入してあれば有効な資料となりうるため、書式の統一を図っていただきたい。

通常、療育手帳の申請から交付まで3か月以上かかるが、今回矯正施設より新たに申請した方は、援護の実施市町村及び判定機関である知的障害者更生相談所の連携の下、本人の出所にほぼ間に合う期間で交付していただくことが出来た。(早い人では申請から1か月で判定、交付された)

⑤ 福祉サービスについて

今回のモデル事業においては、まず南高愛隣会より住民票の所在地の市町村へ本研究の説明及び援護の実施依頼を行った。その後申請書類等を援護の実施市町村より南高愛隣会へ送付していただき、記入例を作成した後、矯正施設へ郵送し、矯正施設より所長名もしくは分類統括名で申請していただいた。

申請を受け付けていただいた後、障害程度区分調査は矯正施設にて行っていただいた。認定調査の日程については、矯正施設と市町村で直接やり取りをしていただく。その際、本人、矯正施設及び市町村の同意をいただき、南高愛隣会職員が受け入れ施設として同席させていただくことが出来た。

医師の意見書については、矯正施設の医務課へ作成を依頼することが出来た。今まで携わられたことが無かったため、南高愛隣会で記入例を作成し、本人の状況をよく知る分類統括より医務課医

³ 知的障害者が発達期を過ぎてから療育手帳の申請があった場合、知的障害者更生相談所が証明に使用するものについては、323ページからの川原ゆかり氏の報告を参照。